

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

				資料番号	15	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法施行規則	根拠条項	7-12	許認可等の内容	小児慢性特定疾病指定医の指定の更新		
○児童福祉法施行規則 第七条の十二 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。							